

住

愛知県室内装飾事業協同組合

防災ラベル交付事業で 組合員が大幅増加

メーカーと一体になり業界発展

畳に土壁といった和風の住まいから、カーペットやカーテン、クロス貼りの天井や壁といった洋風の部屋が一般化したのは戦後です。当時、こうした内装を担う職業はまだ新しく、業界を大きく成長させていくため、メーカーと施工業者が一つになって、昭和38年（1963）に名古屋室内装飾事業協同組合を結成しました。その後、昭和42年（1967）になって日本室内装飾事業協同組合連合会がつけられますが、それを機に、対象地域を名古屋市内だけではなく、県下全域に広げ、昭和50年（1975）に愛知県室内装飾事業協同組合に改称しました。

組合結成後、法人事業者役員の労働保険加入希望の声を受けて、組合で中小企業特別加入労働保険事務組合を立ち上げました。

全国に先駆けた取り組み

消防法では、政令で定める防火対象物に使用するカーテン、クロス、カーペットなどの防災対象物品について、基準以上の防災性能を備えていることが必要とされ、消防法の基準に適合した防災商品には「防災ラベル」が交付されます。



愛知県技能士会連合会主催の技能プラザでの壁装材の余材を利用した手提げ袋の手作り体験コーナー



愛知インテリアアカデミー（平成30年度より休校）で制作したスタンドグラス



ハーネス型安全帯を着用しての講習会

「防災ラベル」は、施工管理者（事業者）が責任をもって施工していることの証明となりますが、組合法により組合員以外への発行は不可能であったため、全国に先駆けて関係事業者の組合加入促進に取り組みました。その結果、平成27年（2015）にはそれまで230社であった組合員が530社を上回ることでなりました。

組合員が増加したことで安全業務のセミナーや講習がより活発に取り組めるようになりました。セミナーや講習を受けた新規加入者の中には、フルハーネス型安全帯を着用しなければカーテン取付業務などの現場に入る事が出来なくなる事や、国交省が推進しているキャリアアップシステムなどについてより良く理解できたという人もいます。業界の発展のため、これからも組合の果たす役割は大きくなっていきます。